

令和2年10月22日

一般社団法人

兵庫県宅地建物取引業協会姫路支部 御中

姫路市 市長公室 危機管理室

宅地建物取引業における重要事項説明の対象項目の追加に伴う「姫路市の水害ハザードマップ」について

平素は当市の防災行政事務にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

宅地建物取引業施行規則の改正により、重要事項説明の対象項目として、水害ハザードマップ(洪水ハザードマップ・雨水出水(内水)ハザードマップ・高潮ハザードマップの3種類)における対象物件の所在地が追加されました。

つきましては、本市の水害ハザードマップの入手方法等について、貴協会の会員様に、下記の内容を周知していただきますようよろしくお願いいたします。

記

- 1 洪水ハザードマップ《危機管理室 (079) 223-9596》
 - (1) 姫路市Webマップ (<https://www.sonicweb-asp.jp/himeji/>) から印刷できます。
 - (2) 現在、更新作業を行っていますので、最新の情報は兵庫県CGハザードマップ (<http://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/>) に掲載されている「想定最大規模の浸水想定区域図」を参考にしてください。
 - (3) 更新作業後(令和3年5月頃見込み)には、姫路市Webマップではなく姫路市のホームページに校区毎にPDFファイルを掲載予定です。
- 2 雨水出水(内水)ハザードマップ《下水道整備室 (079) 221-2148》
 - (1) 姫路市のホームページ (<https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000000221.html>) から市内6つの地域に分けた「姫路市内水ハザードマップ」として印刷できます。
 - (2) 掲載されている情報は、水防法の規定に対応しておりません。
- 3 高潮ハザードマップ《危機管理室 (079) 223-9596》
 - (1) 姫路市Webマップ (<https://www.sonicweb-asp.jp/himeji/>) から印刷できます。
 - (2) 現在掲載している高潮ハザードマップは、水防法の規定に対応しておりません。
 - (3) 今後、兵庫県での水位周知海岸等の指定(令和3年5月頃見込み)がされることにより、重要事項説明の対象となる水害ハザードマップとなります。

連絡先

姫路市 市長公室 危機管理室

災害対策担当 土井 長塩

電話：079-223-9596

E-mail：kikikanri@city.himeji.lg.jp

